



「日本キリスト教会憲法」改正案 解説 (8)

澤 正 幸

第11条（涉外）

1 日本キリスト教会は、内外の諸教会との交わりを持つ。交渉や協約の締結に当たっては、相互主義を原則とする。

第12条（信仰の告白および憲法の改正）

1 信仰の告白および憲法は、大会出席議員3分の2以上の賛成によって改正することができる。改正案は、まず大会に提出して出席議員過半数の同意を得たうえ、少なくとも次期の大会6ヵ月前、これを各教会および各教師に配布し、次期の大会において議題とする。

8回にわたった憲法改正案の解説も、今回が最後になりました。10月にはいよいよ改正案の採択に臨もうとしています。今回の改正は抜本的なものですが、あくまで現行の「日本基督教会憲法」の改正として、その手続きも現在の憲法の11条に定められた手続きに従ってなされます。改正案の12条と現行憲法の11条は、一行目の「大会議員の3分の2以上」が「大会出席議員」の3分の2以上となっただけで、その他は同じです。

そもそも信仰の告白や憲法が改正される神学的根拠は、教会がみ言葉とみ霊の導きのもとに改革され続けてゆくべき所にあります。しかし、それは全教会による慎重な検討と吟味を経ることなしには為しません。憲法が改正の手続きを厳格に定めるのはこのためです。

旧日本基督教会の時代から今日まで、教会は何回か信仰告白や憲法の改正の経験を積んできましたが、残念なことに、その際かならずしもここに定められている手続きどおりには行かなかった場合もありました。教会は、経験を重ねることによって、この手続きに習熟することが必要なのです。

改正の第一段階は、まず改正案が大会に提出され過半数の同意を得ることですが、すでにこの段階において各教会、各教師による十分な吟味と検討がなされ、修正案があれば合わせて検討されねばなりません。今回の改正もこの段階で結局8年を費やしたわけです。

改正の第二段階は、精査された確定案が「少なくとも次期の大会6ヵ月前」までに各教会および各教師に配布されて、次期大会において出席議員の3分の2以上の賛成によって改正されます。この段階では修正案の提出は

できないこと、ただ賛否のみを問うというのが第35回大会以降、ルールとして定着してきたと思います。

規則の改正手続きに比較して憲法のそれが厳重なのは、憲法では原則を定め、細かい運用は規則によるにして、憲法は安定させ、時宜を得た対応は規則の修正をもって行う、という知恵によると言われています。

11条の「涉外」は今回新しく付加されたものです。日本キリスト教会は「聖なる公同の教会」を信じ、自らが「一つなる聖なる公同の使徒的教会」に属する一団の教会であることを認めるがゆえに、教会の一一致を追い求め、諸教会との交わりを重んじようとしています。世界改革教会連盟への加盟やNCCとの協力、また大会に設けられた渉外委員会の活動はそのあらわれです。その根拠となる条文が今回憲法に明記されるにいたりました。

通常の教会の営みの中にも、日本キリスト教会以外の教会から、会員、教師、教会が加入したり、その反対に他の教会に移ったりする際に、転会書や証明書の交付が日本キリスト教会と他教会の間でなされています。そこにおいては互いに同じ条件でことを運ぼうとします。今回それを踏まえて、諸教会との交わりの原則を「相互主義」と表現しました。洗礼や教職の任職等の相互承認が公的にどの教会との間になされるのか、今後大会において明確にしてゆくことが必要でしょう。

最後に渉外と信仰告白・憲法の改正が重なり合う問題にふれておきます。それは教会の合同の際に生じます。わたしたちの教会は旧日本基督教会の歴史と遺産を継承する教会です。その旧日本基督教会は1941年に日本基督教団に合同するために消滅しました。しかし、本来教会の合同は信仰告白と憲法の改正という手続きを踏まなければならないことです。米国長老教会はさきに合同を果たしましたが、それは合同する教会がそれぞれの憲法の手続きにのっとって憲法を改正してなされたことです。その手続きを踏まない合同は、教会としての本当の合同ではありません。それゆえ日本基督教団への合同は、旧日本基督教会の消滅でしかありませんでした。

旧日本基督教団を継承する教会として引き継がねばならない課題がここに残されていることを思います。

(前「信仰と制度」に関する委員、福岡城南教会牧師)